

用土 第 30 号
令和 2 年 4 月 13 日

(一社)日本補償コンサルタント協会北陸支部長 様
(公社)新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会代表理事 様
(公社)新潟県不動産鑑定士協会会長 様

新潟県土木部用地・土地利用課長

「新型コロナウイルス感染症に関する県民の皆様へのお願い」について（依頼）

日頃、新潟県の土木行政に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症に関する政府の緊急事態宣言を受け、別添のとおり、県民の皆様に対し、感染拡大防止に向けた対応をお願いしたところです。

つきましては、貴団体構成員に周知くださるようお願いいたします。

担当	新潟県土木部 用地・土地利用課 用地係 大越 電話025-280-5395 土地利用対策係 小林 電話025-280-5396
----	--

新型コロナウイルス感染症に関する

県民の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症に関し、政府は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県を対象として、緊急事態を宣言することとしています。

私からはこれまでも、感染が拡大している地域への不要不急の往来は控えていただくようお願いしておりましたが、この度の緊急事態宣言を受けて、県民の皆様には、次のような対応をお願いいたします。

- (1) 緊急事態が宣言された区域への不要不急の往来は、厳に控えていただきますようお願いいたします。
- (2) 緊急事態が宣言された区域から、ご親族、知人、出張者等の帰省や来県の予定があるご家庭や企業・団体等の皆様におかれては、改めてその必要性をご検討いただき、不要不急の来県を控えていただきますようお願いいたします。
- (3) やむを得ず、緊急事態が宣言された区域から本県に帰省や来県される方で、一定期間滞在される方におかれては、2週間程度、不要不急の外出を控えていただきますようお願いいたします。

その上で、来県された方やそのご家族等同居されている方々は、ご自身の健康観察を徹底していただき、少しでも体調に不安を感じた際には、外出を控えていただき、直接医療機関を受診することなく、速やかに「帰国者・接触者相談センター」にご相談くださるようお願いいたします。

本県は緊急事態の対象区域ではなく、感染者数は一定程度に収まっている状況ではありますが、県民の皆様におかれましては、「密閉空間であり換気が悪い」、「手の届く距離に多くの人がいる」、「近距離で会話や発声がある」の3つの条件が重なる場所を避け、手洗い、咳エチケットなど個人での感染予防の徹底を重ねてお願いいたします。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世